

名古屋市消費生活条例施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 3 月 31 日

名古屋市長 広 沢 一 郎

名古屋市規則第26号

名古屋市消費生活条例施行細則の一部を改正する規則

名古屋市消費生活条例施行細則（昭和54年名古屋市規則第40号）の一部を次のように改正する。

別表の1の項包装食品の欄中「1 板付きかまぼこ、蒸しかまぼこ及び蒸し焼きかまぼこ」を「板付きかまぼこ、蒸しかまぼこ及び蒸し焼きかまぼこ」に改め、同表の2の項を削る。

附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。